

吉野町建設工事等暴力団排除措置要綱

吉 野 町

吉野町建設工事等暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町発注工事等に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する調査業務、物品の購入及び製造の請負等をいう。
- (2) 入札参加資格者 吉野町契約規則(平成8年9月吉野町規則9号)第3条及び第12条の規定に基づき、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 役員等 法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人若しくは支店若しくは営業所(常時、建設工事等の請負契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者又は個人の事業主若しくはその支配人をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者をいう。

(建設工事等の入札参加対象からの排除)

第3条 町長は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、別表に掲げる一に該当すると認められるときは、吉野町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に定めるところにより、適切な措置をとるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第4条 町長は、町発注工事の受注業者から暴力団又は暴力団関係者による工事妨害又は不当な要求を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第5条 町長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関に対

し協力を要請するものとする。

(警察との連携)

第6条 町長は、この要綱の目的を達するため、警察との密接な連携を図るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は、暴力団関係者であると認められるとき。	1 2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。	1 2月
3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	1 2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	1 2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。	1 2月
6 入札参加資格者が、受注した町発注工事の施工に際し、暴力団又は暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月

誓 約 書

吉 野 町 長 殿

次の入札に関して、当社は吉野町建設工事等暴力団排除措置要綱に抵触しないことを誓約します。

なお、同上要綱に抵触する事実が明らかになったときは、要綱に基づき措置されても異議ありません。

1 件名（工事名等） _____

2 入 札 日 年 月 日

年 月 日

住所・所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印